

税務調査で
否認されない
ために必読!!

税務署に睨まれない

「交際費」の経理処理

「ここに」ご注意!!

税理士 鈴木一彦



税務調査で必ずといってよいほどチ

エックされる科目が「交際費」です。

取引先の担当者と食事をしたり、取引先にお中元やお歳暮を贈って関係を良くすることは、良好なビジネス関係を築くためにも必要です。しかし一方で、「交際費」は私的な費用が紛れ込みやすい「グレーな費用」でもあります。ここでは税務署に睨まれないための「交際費」の経理処理についてアドバイスをします。

「この領収書って交際費として経費にしていいのだろうか…」

会社の経費精算や領収書の整理をしているとき、そのような疑問をもつことってありますよね？ 取引先や仕入先との飲食代や商談の際に持つていくお土産代など、交際費はビジネスを円滑に進めていくための重要な経費です。ただ、交際費というのは「これって本当に経費にしていいの？」というようなグレーゾーンが多いという一面もある

ります。

税務調査でも目をつけられやすい交際費について、どういうポイントに気をつけなければならぬのか、もう一度確認をしておきましょう。

交際費とするための
2つのポイントとは



そもそも「交際費」とはどういった